

令和5年度
第1回秋田地方最低賃金審議会
議事次第及び資料項目

令和5年7月4日（火曜日）
秋田合同庁舎 第1会議室（5階）

次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1) 会長及び会長代理の選出等について
 - (2) 令和5年度秋田県最低賃金の改正決定の諮問について
 - (3) 令和5年度審議方針について
 - (4) 令和5年度審議日程について
 - (5) その他

資 料

番号		頁
1	秋田地方最低賃金審議会委員名簿(第50期)	1
2	令和5年度の最低賃金の政府方針（閣議決定）	3
3	令和5年度審議方針(案)	5
4	令和5年度審議会等開催予定（素案）	7
5	令和5年度答申日別最短効力発生予定一覧表（地域別最低賃金）	9
6	秋田地方最低賃金審議会運営規程（案）	11
7	秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程（案）	13
8	秋田地方最低賃金審議会の公開に関する事務処理要領（案）	17
9	秋田地方最低賃金審議会運営小委員会運営要領	23
10	関係する法条項等	25

秋田地方最低賃金審議会委員名簿(第50期)

◎会長 ○会長代理

*50音順

区分	氏名	現職
公益代表	伊藤 慎一	秋田大学産学連携推進機構 准教授
	臼木 智昭	秋田大学教育文化学部 教授
	嵯峨 宏	弁護士
	長岐 和行	弁護士
	堀井 潤	特定社会保険労務士
労働者代表	井上 正克	UAゼンセン 秋田県支部長
	小玉 恵子	自動車総連秋田地方協議会 日産プリンス秋田販売労働組合
	後藤 正文	JAM秋田 事務局長
	佐藤 伸幸	連合秋田 組織部長
	佐貫 さおり	UAゼンセン秋田県支部 イオン東北労働組合
使用者代表	小野 秀人	(一社)秋田県経営者協会 専務理事
	境田 未希	(株)境田商事 取締役
	佐藤 宗樹	(株)ホクシンエレクトロニクス 代表取締役社長
	時田 祐司	時田電機工業(株) 代表取締役社長
	若泉 裕明	東電化工業(株) 代表取締役社長
任期	令和5年4月1日～令和7年3月31日	

令和5年度の最低賃金の政府方針(閣議決定)

経済財政運営と改革の基本方針2023 (令和5年6月16日閣議決定) (抄)

第2章 新しい資本主義の加速

1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成(家計所得の増大と分厚い中間層の形成) (略)

中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇等の強化を行う。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。さらに、各サプライゼンにおいて賃上げ原資となる付加価値の増大を図り、マークアップ率を高めるとともに、付加価値の適切な分配を促進するため、エネルギーコストや原材料費のみならず、賃上げ原資の確保も含めて適切な価格転嫁が行われるよう取引適正化の促進を強化する。その一環として、特に労務費の転嫁状況について業界ごとに実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。また、業界団体に自主行動計画の改定・徹底を求めるほか、「価格交渉促進月間」の取組や価格交渉の支援を行う。

最低賃金については、昨年は過去最高の引上げ額となったが、今年是全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う。また、地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。今夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行う。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版 (令和5年6月16日閣議決定) (抄)

Ⅲ. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」

(7) 多様性の尊重と格差の是正

①最低賃金

最低賃金について、昨年は過去最高の引上げ額となったが、本年は、全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。

また、最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

本年夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で、議論を行う。

令和 5 年度 審議方針（案）

秋田地方最低賃金審議会

本審議会は、最低賃金法第 1 条の目的の達成のため、低賃金の労働者層に対する安全網の機能強化と労使の取組への補完等を目指した改正最低賃金法の趣旨、最近の各種統計資料や労使の意見聴取等によりの確に把握した秋田県の経済環境と賃金実態、並びに中央最低賃金審議会の審議状況及びその意見を踏まえて、主体的な意見を取りまとめることを期し、円滑な調査審議を進めるため令和 5 年度審議方針を次のように定める。

1 審議の効率化

(1) 審議会の運営等

ア 本審及び専門部会のほか、各側及び各側相互において必要に応じ随時意見を交換し、県内の産業経済・賃金水準の動向等実情把握に努力すること。

イ 必要に応じ合同専門部会を開催すること。

ウ 各側は、できる限り審議が長時間に及ぶことのないよう努力すること。
審議は、原則として午後 5 時までとし、やむを得ない場合でも午後 8 時頃までに終了すること。

エ 各専門部会において、各側の出席委員全員の意思が一致した場合は、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用すること。

オ 審議の実質的促進を図り、発効日を早めるように努力すること。

(2) 資料整備及び意見聴取等

各専門部会が必要と認める場合は、賃金の実態及び動向を的確に把握できるような資料を求めるとともに、意見聴取等を行うこと。

2 除外賃金

精皆勤手当、通勤手当、家族手当の 3 手当は、最低賃金の対象となる賃金から除外すること。

3 最低賃金額の設定様式

適用地域については、全県一本とすること。

令和5年度 最賃審議会等開催予定(素案)

月 日	6 月		7 月		8 月		9 月		10 月		6 年 2 月		月 日
	曜日		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日		
1	木		土		火	第2回本審(目安伝達) 第1回地賃専門部会	金		日		木		1
2	金		日		水		土		月		金		2
3	土		月		木		日		火		土		3
4	日		火	第1回本審(諮問)	金	第2回地賃専門部会	月		水	第2回特定最賃専門部会	日		4
5	月		水		土		火		木		月		5
6	火		木		日		水		金		火		6
7	水		金		月	第3回地賃専門部会 第3回本審(答申) (10月1日発効期限)	木		土		水		7
8	木		土		火	予備日	金		日		木		8
9	金		日		水		土		月	スポーツの日	金		9
10	土		月		木		日	第2回公益委員会議	火		土		10
11	日		火		金	山の日	月		水		日	建国記念の日	11
12	月	第1回公益委員会議	水	第2回目安小委	土		火	第1回特定最賃専門部会(合同)	木		月	振替休日	12
13	火		木		日		水		金		火		13
14	水		金		月		木		土		水		14
15	木		土		火		金		日		木		15
16	金		日		水		土		月		金		16
17	土		月	海の日	木		日		火		土		17
18	日		火		金		月	敬老の日	水	第3回、第4回特定最賃専門部会	日		18
19	月		水		土		火		木		月		19
20	火		木	第3回目安小委	日		水		金		火		20
21	水		金		月		木		土		水		21
22	木		土		火	8/7答申 異議申出 締切	金		日		木		22
23	金		日		水	第1回特別小委員会 第4回本審(異議審・特賃諮問)	土	秋分の日	月		金	天皇誕生日	23
24	土		月		木	予備日	日		火		土		24
25	日		火		金		月		水		日		25
26	月		水	第4回目安小委	土		火		木		月		26
27	火		木		日		水	第2回特定最賃専門部会	金		火		27
28	水		金	第2回中賃・答申 (第4回でまとまらなかった 場合 第5回目安小委)	月		木		土		水		28
29	木		土		火		金		日		木		29
30	金	第1回中賃 第1回目安小委	日		水		土		月				30
31			月	(第5回が開催された場合 第2回中賃・答申)	木				火				31

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切日	1営業日	官総持込日 (14:00まで)	7営業日	官報公示日	30日	発効
	→		→		→		→	
8月1日(火)		8月16日(水)		8月17日(木)		8月28日(月)		9月27日(水)
8月2日(水)		8月17日(木)		8月18日(金)		8月29日(火)		9月28日(木)
8月3日(木)		8月18日(金)		8月21日(月)		8月30日(水)		9月29日(金)
8月4日(金)		8月21日(月)		8月22日(火)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月5日(土)		8月21日(月)		8月22日(火)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月6日(日)		8月21日(月)		8月22日(火)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月7日(月)		8月22日(火)		8月23日(水)		9月1日(金)		10月1日(日)
8月8日(火)		8月23日(水)		8月24日(木)		9月4日(月)		10月4日(水)
8月9日(水)		8月24日(木)		8月25日(金)		9月5日(火)		10月5日(木)
8月10日(木)		8月25日(金)		8月28日(月)		9月6日(水)		10月6日(金)
8月11日(金)		8月28日(月)		8月29日(火)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月12日(土)		8月28日(月)		8月29日(火)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月13日(日)		8月28日(月)		8月29日(火)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月14日(月)		8月29日(火)		8月30日(水)		9月8日(金)		10月8日(日)
8月15日(火)		8月30日(水)		8月31日(木)		9月11日(月)		10月11日(水)
8月16日(水)		8月31日(木)		9月1日(金)		9月12日(火)		10月12日(木)
8月17日(木)		9月1日(金)		9月4日(月)		9月13日(水)		10月13日(金)
8月18日(金)		9月4日(月)		9月5日(火)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月19日(土)		9月4日(月)		9月5日(火)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月20日(日)		9月4日(月)		9月5日(火)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月21日(月)		9月5日(火)		9月6日(水)		9月15日(金)		10月15日(日)
8月22日(火)		9月6日(水)		9月7日(木)		9月19日(火)		10月19日(木)
8月23日(水)		9月7日(木)		9月8日(金)		9月20日(水)		10月20日(金)
8月24日(木)		9月8日(金)		9月11日(月)		9月21日(木)		10月21日(土)
8月25日(金)		9月11日(月)		9月12日(火)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月26日(土)		9月11日(月)		9月12日(火)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月27日(日)		9月11日(月)		9月12日(火)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月28日(月)		9月12日(火)		9月13日(水)		9月25日(月)		10月25日(水)
8月29日(火)		9月13日(水)		9月14日(木)		9月26日(火)		10月26日(木)
8月30日(水)		9月14日(木)		9月15日(金)		9月27日(水)		10月27日(金)
8月31日(木)		9月15日(金)		9月19日(火)		9月28日(木)		10月28日(土)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

秋田地方最低賃金審議会運営規程(案)

(昭和34年12月17日 審議会決定)
(平成 8年 3月18日 一部改正)
(平成10年 3月 5日 一部改正)
(平成13年 8月27日 一部改正)
(平成14年 5月13日 一部改正)
(平成22年 7月 5日 一部改正)
(令和 3年 6月30日 一部改正)
(令和 5年 7月 4日 一部改正)

(規程の目的)

第1条 秋田地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、秋田地方最低賃金審議会会長(以下「会長」という。)が必要と認めたとときのほか、秋田労働局長(以下「局長」という。)又は5人以上の委員、若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益を代表する委員各1名を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。ただし、会長が選任されるまでは、局長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員及び局長に通知する。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 会長は会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けなければならない。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときには、委員でない者の説明または意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなどの必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、~~議事録には、会長及び会長が指名した委員2名が署名~~するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

4 前3項の規定は、小委員会について準用する。

(意見及び建議の提出)

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときには、答申書、建議書又は議決書の写しを付してその都度局長に送付するものとする。

(小委員会の運営)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会の議事運営に関し必要な事項は、小委員会の長が当該小委員会に諮って定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

付 則

この改正規程は、令和35年6月30日から施行する。

秋田地方最低賃金審議会運営規定（新旧対照表）

（下線部分は改正箇所）

改正後	改正前
<p>(規定の目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(小委員会)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(委員の欠席)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(会議の議事)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(議事録及び議事要旨)</p> <p>第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(意見及び建議の提出)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(小委員会の運営)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(規定の改廃)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>付 則</p> <p>この改正規程は、<u>令和5年7月4日</u>から施行する。</p>	<p>(規定の目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(小委員会等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(委員の欠席)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(会議の議事)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(議事録及び議事要旨)</p> <p>第7条 会議の議事については、議事録を作成し、<u>議事録には、会長及び会長が指名した委員2名が署名</u>するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(意見及び建議の提出)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(小委員会の運営)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(規定の改廃)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>付 則</p> <p>この改正規程は、<u>平成3年6月30日</u>から施行する。</p>

秋田地方最低賃金審議会
 専門部会運営規程(案)

(平成 7年 5月12日 審議会決定)
 (平成 8年 3月18日 一部改正)
 (平成10年 3月 5日 一部改正)
 (平成13年 8月27日 一部改正)
 (平成14年 5月13日 一部改正)
 (令和 3年 6月30日 一部改正)
 (令和 5年 7月 4日 一部改正)

(規程の目的)

第1条 秋田地方最低賃金審議会に設置する専門部会(以下「専門部会」という。)の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(名称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

(委員の定数)

第3条 専門部会は、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各3人をもって組織する。

(会議の招集)

第4条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、各専門部会の部会長(以下「部会長」という。)が必要と認めたときのほか、秋田労働局長(以下「局長」という。)又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、第1回会議は、局長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び局長に通知する。

(委員の欠席)

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第6条 部会長は会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けなければならない。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成し、~~議事録には、部会長及び部会長が指名した委員~~

~~2名が署名~~するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開とすることにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、その都度、秋田地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

付 則

この規程は、令和~~35~~年~~67~~月~~304~~日から施行する。

秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規定（新旧対照表）（下線部分は改正箇所）

改正後	改正前
<p>(規程の目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(委員の定数)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(委員の欠席)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(会議の議事)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(議事録及び議事要旨)</p> <p>第8条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(報告)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第11条 (略)</p>	<p>(規程の目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(名称)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(委員の定数)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(委員の欠席)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(会議の議事)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(議事録及び議事要旨)</p> <p>第8条 会議の議事については、議事録を作成し、<u>議事録には、部長及び部長が指名した委員2名が署名</u>するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(報告)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(規程の改廃)</p>

秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規定（新旧対照表）（下線部分は改正箇所）

<p>付 則 この規程は、<u>令和5年7月4日</u>から施行する。</p>	<p>第11条 (略) 付 則 この規程は、<u>令和3年6月30日</u>から施行する。</p>
---	--

秋田地方最低賃金審議会の公開に関する事務処理要領（案）

秋田地方最低賃金審議会

1 傍聴の公示、定員等

- ① 審議会傍聴の公示は、原則として開催日の 10 日前に、秋田労働局掲示板に 別添 1 により公示を行う。
- ② 傍聴人数は、若干名とする。
- ③ 傍聴希望者が多数の場合には、予め抽選し傍聴人を決定する。

2 傍聴人の整理等

- ① 傍聴人に対して、「審議会傍聴に当たっての留意事項」（別添 2）を配付し説明を行う。その際、留意事項に反している者に対しては、その行為の中止を求め、当該行為を中止しない等留意事項の遵守が困難であると認められる場合は、入場を制限する。
- ② 会場内において、留意事項に反する行為を行う者に対しては、会長及び事務局職員が口頭で注意する。それでも当該行為を中止しない場合には、会場外へ退去命令を行う。
- ③ 傍聴人が退去命令に従わない場合は、施設管理者に通報する。

3 傍聴人が意見の陳述を求めた場合の対応

- ① 最低賃金審議会の場合であり、委員以外のものが意見を陳述することは認められない旨回答する。
- ② その際、必要に応じて、意見の聴取の手続き（最賃法第 25 条第 5 項、6 項、最賃則第 11 条第 1 項）について説明する。

4 報道関係者への対応

- ① 報道関係者からの照会に対しては、審議会の概要について事務局が説明することとする。
- ② 報道関係者は、申出により傍聴を認める。人数については、会場の状況により判断する（記者席を設ける）。
- ③ 当日のテレビ、カメラの撮影は、審議中は認めない。

5 その他

本要領は、平成 13 年 9 月 18 日より施行する。

本要領は、平成 20 年 10 月 31 日に改正する。

本要領は、平成 30 年 7 月 4 日に改正する。

本要領は、令和元年 7 月 2 日に改正する。

本要領は、令和 5 年 7 月 4 日に改正する

秋田地方最低賃金審議会の公開に関する公示

秋田地方最低賃金審議会一般公示第 号

令和 年 月 日

秋田地方最低賃金審議会の傍聴について

秋田地方最低賃金審議会

標記の審議会を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は、下記によりお申し込みください。

記

1 日 時 令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分から

2 場 所 秋田合同庁舎 5階 第 会議室

3 議 題

(1)

(2)

(3)

(4)

4 傍聴者 若干名

5 申込要領

(1) 傍聴希望者は、傍聴希望の旨を御記載の上、傍聴希望者ごとに、住所、氏名、電話番号、~~FAX~~番号メールアドレス及び所属を御記入の上、~~FAX~~メールにて下記の宛先までお申し込みください。(締め切り)：令和 年 月 日(曜日) 17時必着。

(2) 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には、抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方につきましては、事前に御連絡させていただきます。(傍聴可能な方については、特段御連絡いたしません。)

(3) 車椅子で傍聴をご希望される方は、その旨お書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方のお名前も併せてお書き添えください。

6 (1) 傍聴に際しては、10分前までに会場にお越しください。

また、傍聴に当たっては、別紙「審議会傍聴に当たっての留意事項」を遵守してください。

(2) 公開することにより、個人の情報の保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合及び率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、会議の一部を非公開にすることがあります。

非公開とする場合には、退席いただくことがあります。

(3) お問い合わせ先

秋田地方最低賃金審議会事務局(秋田労働局労働基準部賃金室内)

〒010-0951 秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎3階

~~FAX~~018-864-6370 e-mail: chinginshitsu-akitakyoku@mhlw.go.jp 電話 018-883-4266

@以下エム、エイチ、エル、ダブル～

審議会傍聴に当たっての留意事項

- 1 事務局が指定した場所以外の場所に立ち入ることは出来ません。
- 2 携帯電話、スマートフォン等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 3 写真撮影やビデオカメラ・録音機器等の使用はご遠慮ください。
- 4 傍聴人は、意見を述べることは出来ません。
- 5 審議会委員等の言論に対して発言し、又は拍手することは出来ません。
また、審議の妨害となるような行為は慎んでください。
- 6 傍聴中、飲食等不体裁な行為は慎んでください。
- 7 審議会開会中の入退室は、やむを得ない場合を除き慎んでください。
- 8 はちまき、ゼッケン、腕章等意思決定の中立性を妨げるものの着用はご遠慮ください。
- 9 銃刀類その他危険なもの若しくはプラカードその他審議会の進行を妨げる恐れのあるものを持っている方、酒気を帯びている方又はその他秩序を乱す恐れが認められる方の傍聴はお断りします。
- 10 その他、会長及び事務局職員の指示に従うようお願いします。
なお、これらの事項をお守りいただけない場合には、退場していただく場合があります。

秋田地方最低賃金審議会

審議会傍聴に当たっての留意事項

- 1 事務局が指定した場所以外の場所に立ち入ることは出来ません。
- 2 携帯電話、スマートフォン等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 3 写真撮影やビデオカメラ・録音機器等の使用はご遠慮ください。
- 4 傍聴人は、意見を述べることは出来ません。
- 5 審議会委員等の言論に対して発言し、又は拍手することは出来ません。また、審議の妨害となるような行為は慎んでください。
- 6 傍聴中、飲食等不体裁な行為は慎んでください。
- 7 審議会開会中の入退室は、やむを得ない場合を除き慎んでください。
- 8 はちまき、ゼッケン、腕章等意思決定の中立性を妨げるものの着用はご遠慮ください。
- 9 銃刀類その他危険なもの若しくはプラカードその他審議会の進行を妨げる恐れのあるものを持っている方、酒気を帯びている方又はその他秩序を乱す恐れが認められる方の傍聴はお断りします。
- 10 その他、会長及び事務局職員の指示に従うようお願いします。
なお、これらの事項をお守りいただけない場合には、退場していただく場合があります。

秋田地方最低賃金審議会

秋田地方最低賃金審議会の公開に関する事務処理要領（新旧対照表）（下線部分は改正箇所）

改正後	改正前
<p>1 傍聴の公示、定員等（省略）</p> <p>2 傍聴人の整理等（省略）</p> <p>3 傍聴人が意見の陳述を求めた場合の対応（省略）</p> <p>4 報道関係者への対応（省略）</p> <p>5 その他 本要領は、<u>令和5年7月4日</u>に改正する。</p> <p>別添1</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 （省略）</p> <p>4 （省略）</p> <p>5 申込要領</p> <p>（1）傍聴希望者は、傍聴希望の旨を御記載の上、傍聴希望者ごとに、住所、氏名、電話番号、<u>メールアドレス</u>及び所属を御記入の上、<u>メール</u>にて下記の宛先までお申し込みください。</p> <p>（締め切り）：令和 年 月 日（曜日）17時必着。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>6 (1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) お問い合わせ先</p> <p>秋田地方最低賃金審議会事務局（秋田労働局労働基準部賃金室内） 〒010-0951 秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎3階 e-mail:chinginginshitsu-akitakyoku@mhlw.go.jp 電話 018-883-4266</p>	<p>1 傍聴の公示、定員等（省略）</p> <p>2 傍聴人の整理等（省略）</p> <p>3 傍聴人が意見の陳述を求めた場合の対応（省略）</p> <p>4 報道関係者への対応（省略）</p> <p>5 その他 本要領は、<u>令和元年7月2日</u>に改正する。</p> <p>別添1</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 （省略）</p> <p>4 （省略）</p> <p>5 申込要領</p> <p>（1）傍聴希望者は、傍聴希望の旨を御記載の上、傍聴希望者ごとに、住所、氏名、電話番号、<u>FAX番号</u>及び所属を御記入の上、<u>FAX</u>にて下記の宛先までお申し込みください。</p> <p>（締め切り）：令和 年 月 日（曜日）17時必着。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>6 (1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) お問い合わせ先</p> <p>秋田地方最低賃金審議会事務局（秋田労働局労働基準部賃金室内） 〒010-0951 秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎3階 <u>FAX018-864-6370</u> 電話 018-883-4266</p>

秋田地方最低賃金審議会運営小委員会 運 営 要 領

(昭和62年4月30日 審議決定)

- 1 秋田地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定に基づき、「秋田地方最低賃金審議会運営小委員会」(以下「運営小委員会」という。)を設ける。
- 2 運営小委員会は、「審議方針」の決定等審議会の運営に関する事項の審議を行う。
- 3 運営小委員会は、公益を代表する委員、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員各3名をもって構成する。
各委員は、審議会の議決により会長が指名する。
- 4 公益を代表する委員のうち1名は、委員の互選により運営小委員長となり、会議を招集する。
運営小委員長に事故あるときは、あらかじめ右記 の例により互選された者が運営小委員長の職務を代理する。
- 5 運営小委員会において委員が発言する場合には、運営小委員長の許可を得るものとする。
- 6 運営小委員会において調査審議した事項については、その結果を速やかに審議会に報告するものとする。
- 7 委員が欠席する場合は、その旨を事前に運営小委員長に報告するものとする。
- 8 この要領に定めのないものについては、運営小委員長が必要に応じる小委員会に諮ったうえ定めるものとする。

付 則

この運営要領は昭和62年4月30日から施行する。

最低賃金法

(目的)

第1条

この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(地域別最低賃金の改正等)

第12条

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

(会長)

第24条

最低賃金審議会に会長を置く。

- 2 会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ第二項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

(専門部会等)

第25条

最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

(3項、4項 略)

- 5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

(6項 略)

最低賃金審議会令

(会議)

第 5 条

審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員(地方最低賃金審議会にあつては、委員)の三分の二以上又は労働者関係委員(中央最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員をいう。)、使用者関係委員(中央最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員をいう。)及び公益関係委員(中央最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員をいう。)の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

(3 項 略)

(最低賃金専門部会)

第 6 条

(1 項 ~ 4 項 略)

5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(6 項、7 項 略)